

元 日臨技発第 558 号  
令和 2 年 3 月 5 日

都道府県臨床(衛生)検査技師会  
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会長職務代行  
代表理事副会長 横地 常広



新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために  
衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて(お知らせ)

謹啓 早春の候、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、1月15日に初めて国内発生事例が確認された以降、新たな感染が日々確認されて、検査体制の整備が求められています。

このことから、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制を迅速に確保するため、臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第26号)による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号以下「臨検法施行規則」という。)附則第4項で新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設を行なう場合の登録等について、「新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて」、令和2年3月5日医政発第0305第1号 厚生労働省医政局長通知が都道府県知事等に発出されましたので、ご承知ください。

また、下記通知資料を添付いたしましたので、ご確認ください。

- ①新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設した衛生検査所における感染管理や精度管理等について、
- ②新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設した衛生検査所の緩和内容
- ③厚生労働省令第26号(官報写し)

なお、衛生検査所の登録等については、省令改正の趣旨を遵守されるようお願いいたします。

謹白

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会  
143-0016 東京都大田区大森北 4-10-7  
電話 03-5767-5541 FAX03-3768-6722  
担当専務理事 深澤恵治、事務局 篠崎隆男